

収入証紙に代わる

県の手数料の納付
方法が変わります！

手数料の納付方法

収入証紙販売終了後(令和7年1月以降)の手数料の納付方法は以下のとおりです。

時間や場所を問わずに納付することができる「オンラインでの納付」(納付方法1)が便利です。

(手続きによって納付方法が異なる場合がありますので、令和6年12月以降に各申請先へご確認ください。)



オンラインでの納付

納付方法
1

県の電子申請システムを利用して、クレジットカードやコード決済(PayPay、auPay、d払い)、コンビニ払い(現金)*によりオンラインでの納付手続き・支払いが可能となります。



*「コンビニ払い」の場合は、支払いはコンビニ店舗となります。
なお、利用できる決済手段が変更となる場合は県のホームページ等でお知らせします。



支払窓口での納付

納付方法
2

振興局等の支払窓口で、クレジットカード・電子マネーなどにより納付する方法です。

※具体的な支払窓口や利用可能な決済手段等については、県ホームページで確認できます。



手数料納付書での納付

納付方法
3

県から交付を受けた手数料納付書を使用して、銀行の窓口等において現金により納付する方法です。

※手数料納付書は、「金融機関専用」と「金融機関+コンビニ」の2種類があります。



長崎県出納局会計課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-894-3211 FAX 095-894-3466